

保育所、学童保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針

令和3年2月9日改訂
酒田市健康福祉部子育て支援課

1 趣旨

酒田市内における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保育所、学童保育所等（以下、「保育所等」という。）に関する対応方針を定める。

2 対象事業所

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、学童保育所（市指定管理及び委託事業）

3 対応方針

(1) 感染拡大防止のための対応

以下について、市が県と十分相談のうえ判断するものとする。

	区 分	対応方針
①	新型コロナウイルス感染症に感染した子どもが利用していた場合	<ul style="list-style-type: none">・臨時休園（所）する。休園（所）する期間については、県と相談のうえ、市が決定する。・臨時休園（所）中、保育所等は消毒などの必要な措置を行う。
②	新型コロナウイルス感染症に感染した職員が勤務していた場合	<ul style="list-style-type: none">・臨時休園（所）する。休園（所）する期間については、県と相談のうえ、市が決定する。・臨時休園（所）中、保育所等は消毒などの必要な措置を行う。
③	子ども、または職員が新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者に特定された場合	<ul style="list-style-type: none">・別途指示される期間について、子どもの登園（所）、または職員の出勤を避けるよう市が要請する。
④	子ども、または職員の同居する家族等が濃厚接触者と特定され、その子ども、または職員が保健所から健康観察等指導を受けた場合	<ul style="list-style-type: none">・保健所が指示する期間について、当該子どもの登園（所）、または職員の出勤を避けるよう市が要請する。
⑤	子ども、または職員が、新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者ではないが、保健所から健康観察等指導を受けた場合	<ul style="list-style-type: none">・保健所が指示する期間について、当該子どもの登園（所）、または職員の出勤を避けるよう市が要請する。
⑥	子ども、または職員が、新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者ではないが、医療機関の判断によりPCR検査等を受ける場合	<ul style="list-style-type: none">・PCR検査等の実施日から検査結果が判明するまでの期間は、当該子どもの登園（所）、または職員の出勤を控えるよう市が協力を依頼する。・PCR検査等の実施及びその結果については、市子育て支援課へ速やかに報告する。

⑦ 追 加	子ども、または職員が、海外から帰国・再入国する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・入国後、自宅待機等で経過観察をする14日間、当該子どもの登園(所)、または職員の出勤を避けるよう市が要請する。 ・健康状態に問題がないことを確認してから、当該子どもの登園(所)、または職員の出勤ができるものとする。
-------------	---------------------------	---

※令和2年2月25日事務連絡 厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」を参考。

(2) 関係者等への連絡

- ① (1)以外で保育所等の判断により、臨時休園(所)の決定及び子どもの保育所等の登園(所)または職員の出勤を避けるよう保育所等が要請した場合は、速やかに市子育て支援課に報告する。
- ② 酒田市立小学校の児童が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合は、子育て支援課は速やかに市内の学童保育所に連絡する。

(3) その他

- ① 地域全体の感染拡大を抑えることを目的に、感染者がいない保育所等も含む臨時休園(所)を行う場合がある。
- ② この対応方針は、今後の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に応じて、変更する場合がある。